

集会所利用規則	平成 4 年 6 月 8 日全面改正	平成 11 年 8 月 1 日一部改正
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規則は府中日鋼団地規約第 19 条 2 項に従い第 1、第 2 (ピンク電話 68-4896) 集会所及び第 3 集会所並びに第 1 集会所前広場の使用に際し、必要な事項を定める。</p> <p>(使用原則)</p> <p>第 2 条 組合が業務上使用する場合を除き、組合員及び居住者 (以下、居住者という) の次の各項の使用に供するを目的とする。</p> <p>但し、政治活動及び宗教活動その他此等に類する行為の使用は認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住者の集会又は行事を行う場合 2. 居住者が親睦を目的として、懇談会、同好会或は各種教室等に使用する場合 3. 居住者の葬祭に使用する場合 4. その他前各項に準ずる事項で理事会が承認した場合 5. 前 3 項の葬祭に関しては、他項にかかわらず最優先の使用を認める。 <p>(使用特例)</p> <p>第 3 条 前条に拘らず次の各項の場合には、組合員及び居住者 (以下、居住者という) の使用に支障のない範囲内に於て使用させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公職選挙法に基づく、演説会又は投票所として使用する場合 2. 市役所等公的機関が居住者の便宜の為使用する場合 3. 団地内に業者が商品の展示又は販売の為使用する場合 4. 電力会社、瓦斯会社等公益的事業者が居住者へのサービスを目的として使用する場合 5. 団地隣接地町会住民が親睦を目的として、或は葬祭に使用する場合 6. その他前各項に準ずる事項で理事会が承認した場合 <p>(使用時間)</p> <p>第 4 条 原則として、年末年始 (12 月 29 日より 1 月 3 日まで) を除き年中無休とする。</p> <p>毎日の使用時間の範囲は、9 時 30 分より 22 時までとする。</p>	<p>(申込手続)</p> <p>第 5 条 集会所等利用者は管理事務所にて所定の用紙に必要な事項を記入の上、申込者並びに責任者夫々記名捺印し、規定料金を添えて申込む。</p> <p>使用申込は使用日の 1 ヶ月前より受け付ける。</p> <p>但し、(1) 利用者が使用申込手続完了後、葬祭等やむを得ない行事発生の為利用できなくなった場合は料金は返却する。</p> <p>(2) 利用者が使用申込手続完了後、自己の都合により、使用 3 日前までに使用申込を取消した場合は料金は返却する。</p> <p>(定期使用)</p> <p>第 6 条 集会所を定期的に利用する場合は、前条とは別に、3、6、9、12 月各 20 日以降に向う 3 ヶ月の分に限り受け付ける。</p> <p>(使用料金)</p> <p>第 7 条 集会所利用料金は理事会に於て決定し、別表の通りである。</p> <p>(使用料の処置)</p> <p>第 8 条 徴収した使用料は施設利用料等会計に入れる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第 9 条 集会所使用者が故意又は過失により建物を損傷し、又は備品に損害を与え、もしくは損失したときは、使用責任者の負担に於て原状回復、或は弁償しなければならない。</p> <p>(時間外利用)</p> <p>第 10 条 時間外、又は日曜、休日等事務所受付時間外に利用する場合は、受付時間中に鍵を受領しなければならない。</p> <p>(時間厳守)</p> <p>第 11 条 集会所利用に際しては、準備、後片付けの時間を含み使用時間を厳守し、後の使用者に迷惑を及ぼしてはならない。</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 本規則以外の事項が発生した場合は理事会に於て決定する。</p> <p>第 2 条 平成 4 年 6 月 8 日より適用する。</p> <p>平成 11 年 8 月 1 日 一部改正</p>	